

ID: 769

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第44条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 準用する法第44条第4項と同様に法第44条第3項及び第4項の規定による。 (沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務) 第44条 3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物（前項の規定により公示されたものに限る。 以下この項及び次項において同じ。）の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に 損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損 害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置 を講じなければならない。 4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合 においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設の設置その 他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 9 月 25 日